

## 広島修道大学オンラインスタジオ利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島修道大学(以下「本学」という。)内に設置するオンラインスタジオの利用(以下「スタジオ」という。)に関して必要な事項を定める。

(設置場所)

第2条 スタジオは、次の箇所に設置する。

- (1) 第2研究棟 595 研究室
- (2) 第2研究棟 596 研究室
- (3) 3号館 238 研究室
- (4) 3号館 411 研究室
- (5) 3号館 438 研究室

(利用目的)

第3条 スタジオは、次の各号に掲げる目的のために利用するものとする。

- (1) オンライン授業の配信
- (2) オンデマンド授業の収録
- (3) オンラインによる会議、学会活動
- (4) その他、情報センター長(以下「センター長」という。)が許可するもの

(利用者の範囲)

第4条 スタジオの利用者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 本学の教職員(非常勤講師等を含む。)
- (2) その他、センター長が利用を許可する者

(休室日)

第5条 スタジオの休室日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 開学記念日(11月4日)
- (4) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)
- (5) その他、センター長が必要と認める日又は期間

2 前項第4号の休日が、他の休日に当たるときは、その翌日を休室日とする。

3 センター長が必要と認める場合は、前2項の規定にかかわらず、休室日を開室日とすることがある。

(利用時間)

第6条 スタジオの利用時間は、午前9時00分から午後6時00分までとする。ただし、センター長が必要と認める場合は、利用時間を変更することがある。

(利用手続き)

第7条 スタジオを利用する場合は、原則として利用日の前日までに本学グループウェアの設備予約又は情報センター宛てメール送信のいずれかにより予約を行わなければならない。1回の予約は、連続して最大180分までとする。ただし、センター長が必要と認める場合は、180分を超えて利用できることとする。

2 スタジオ利用者は、利用するスタジオの鍵を借り受け、これを返却しなければならない。鍵の收受場所は研究棟受付又は警備員室とする。

(遵守事項)

第8条 スタジオを利用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 第3条に定める目的以外で利用しないこと。
- (2) 他の利用者の迷惑となる行為を行わないこと。
- (3) スタジオ内での飲食をしないこと。
- (4) スタジオの設備及び備品は、本来の用法に従い注意して取り扱うこと。
- (5) スタジオ内で安全を損なう行為を行わないこと。
- (6) その他、スタジオの利用に関してはセンター長の指示に従うこと。

(賠償)

第9条 利用者が、故意又は過失によって、スタジオの設備又は備品を滅失、汚損又は破損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他利用上の注意等)

第10条 この要領に定めるもののほか、利用手続き、利用条件、利用上の注意等は、必要に応じて、別に定める。

(事務担当)

第11条 この要領に関する事務は、情報システム課が担当する。

(要領の改廃)

第12条 この要領の改廃は、大学運営会議の議を経て学長がこれを行う。

附 則

1 この要領は、2021年8月23日に制定し、2021年9月13日から施行する。